

令和7年度 赤い羽根 青少年育成等事業助成  
京都府共同募金会 助成要項

○趣旨

物価の高騰、格差の拡大、地域コミュニティの希薄化などによって、こどもの貧困や児童虐待、ヤングケアラー、孤立・孤独など、こどもや青少年を取り巻く多くの課題が顕著になってきています。

これらの環境下において、課題を抱えているこどもや青少年への相談や支援を目的に活動する団体等が行う事業に対し助成を行い、青少年育成等支援活動の促進に寄与します。

○実施団体 社会福祉法人 京都府共同募金会

○対象団体

こどもや青少年の育成を目的とする民間の相談支援、食支援、学習支援、居場所支援などを行う団体やグループで、次の要件を満たしている団体とします。

- (1) 法人格の有無は問わないが、団体の規約等を備えていること
- (2) 企業、政治目的を持つ団体、宗教団体などから独立して運営されていること
- (3) その活動から生じる利益を構成員に配分しないこと
- (4) 活動の実績・内容及び財務の状況を自ら公開できること
- (5) 活動計画、予算、決算等が整備されていること
- (6) 団体名義の預貯金口座を有していること
- (7) 共同募金の趣旨目的を理解しこの運動に自ら積極的に参画、推進すること

(注) 団体等の構成員の互助、共済のみを行うもの、営利のために行っているとみなされるもの、助成金以外の収入によって事業運営が可能なもの及び府外を対象に活動する団体は対象外とします。

○対象経費

活動に要する下記の費用（例示）

- ① 旅費交通費：事業の実施に協力した方の交通費（実費）※実費の算定がわかるものを添付
- ② 通信運搬費：郵送料、運搬費（電話、インターネット、FAX等の通信費は除く。）
- ③ 消耗品費：事業の実施に必要な食材、消耗品購入費  
配布する食品のうち食事については、(応募)団体で直接調理するための食材、容器は助成対象としますが、外注や購入するもの（市販のもの）は対象外とします。
- ④ 印刷製本費：事業の実施に必要な印刷経費（チラシ、看板等）
- ⑤ 水道光熱費：事業の実施に必要な電気、ガス、水道代（個別に算定できるものに限る。按分等は不可）
- ⑥ 賃借料：事業の実施に必要な会場の賃借料、レンタル料等  
（活動主体及びその関係者が所有する会場を使用した場合は対象外）
- ⑦ 保険料：ボランティア行事保険料
- ⑧ その他 本助成趣旨に適った費用

○対象外経費

- ・団体スタッフの人件費
- ・講師やボランティアへの謝金
- ・ボランティア活動保険料

また、行政や他の助成団体から助成を受けて行う活動については、原則として対象外としますが、物価高騰等により事業経費が増大する場合や事業規模（利用者数）の拡大を目的とする場合には助成対象とします。

○助成事業の対象期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

但し、事業に必要な器材整備費は、助成金交付後の着手とします。

○助成金額

(1) 事業の実施に要する経費 [食材費、教材費、消耗品等など]

助成額の上限10万円

(2) 新規に行う事業及び事業規模（利用者数）の拡大を目的とする事業経費

従来の活動以外に特別に開催するもの（例：夏季等の学休期間中のこども食堂開催）等

助成額の上限20万円

(3) 事業に必要な器材整備費

助成額の上限30万円

（器材等は、5年間以上使用できるもの）

○対象外器材

- ・団体等の運営などの一般管理事務のための器材
- ・使用できる人が限定される器材（免許・資格を必要とするもの）
- ・自動車、バイク等

※(1)～(3)のいずれかでご応募ください（複数での応募は不可）。

事業内容、規模、対象者数、これまでの助成歴等によって査定します。

○応募方法

「助成要望書」を e-mail で提出するとともに、下記の書類を本会に郵送下さい。

- ・反社会的勢力の排除に関する誓約書（押印もしくは署名したもの）
- ・会則または定款
- ・当年度の事業計画・予算書
- ・前年度の事業報告・決算書
- ・団体の活動実績がわかる書類（パンフレット等）

※事業に必要な器材整備費の助成を希望する場合は、見積書（2社以上）・カタログ等を添付して下さい。

（注意点）食材、物品等購入時は、ポイント還元がない方法で購入してください。

ポイントが付与される場合は、個人名のクレジットカードによる支払はご遠慮ください。

個人にポイントが付与されないように、現金払い、振込み等での支払いをお願いします。

## ○助成決定

- ・助成決定は、応募団体あてに通知します。
- ・助成決定団体には、活動終了後1か月以内に完了報告書（活動・精算報告及び領収書のコピー）を提出いただきます。
- ・完了報告書の様式は助成決定時にお渡しいたします。
- ・活動実態が確認出来なかった場合は、助成決定を取り消す場合があります。
- ・助成を受けた事業の活動報告写真等、本会ホームページ等で公表いたします。

## ○助成決定までの日程

### (1) 1期募集

助成要望受付： 令和7年6月27日（金）まで

助成決定： 令和7年7月中旬（予定）

助成金の交付： 令和7年8月上旬（予定）

### (2) 2期募集

助成要望受付： 令和7年10月27日（月）まで

助成決定： 令和7年11月中旬（予定）

助成金の交付： 令和7年12月上旬（予定）

### (3) 3期募集

助成要望受付： 令和8年2月10日（火）まで

助成決定： 令和8年2月下旬（予定）

助成金の交付： 令和8年3月上旬（予定）

※1期～3期重複して助成を受けることはできません。

状況により、予定を変更する場合があります。

## 〔問い合わせ先〕

社会福祉法人 京都府共同募金会（担当：飯田）

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町 375 ハートピア京都 7階

E-Mail： josei\_ai-kibo\_1947@akaihane-kyoto.or.jp

TEL：075-256-9500 FAX：075-256-9505